

第1章 計画の策定に当たって 1. 計画策定の趣旨 ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(市町村障害福祉計画) ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(市町村障害児福祉計画) ・ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として「成果目標」を設定 ・ 目標を達成するために障害福祉サービス等の必要な量等を「活動指標」として見込み、その確保のための方策を定める。 【国・県の動向】 ・ 令和6(2024)年4月 障害者総合支援法改正 サービスの地域生活支援の強化 等 児童福祉法等改正 児童発達支援センターの類型一元化 等 障害者差別解消法改正 事業者による合理的配慮の提供が義務化 ・ 令和7(2025)年4月 高次脳機能障害者支援法成立 相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の推進 等 災害対策基本法公布 防災部局や職能団体等との連携、施設・事業所等の耐災害性強化対策の推進 ・ 令和8(2026)年7月 障害者雇用促進法 法定雇用率引き上げ実施 2. 計画の位置付け 【法的根拠】 ・第8期西脇市障害福祉計画:障害者総合支援法第 88 条第1項の規定 ・第4期西脇市障害児福祉計画:児童福祉法第 33 条の 20 第1項の規定 【障害者基本計画との関連】 ・障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、関連して施策を進めていかなければならないことから、第8期計画の策定に当たっても、「西脇市障害者基本計画」の基本理念等を踏まえて策定する。 3. 計画の期間 ・令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間 ※国の新たな基本指針 4. 計画の策定体制 ・関係団体や事業所へのアンケート調査の実施 ・西脇市障害者地域支援協議会での審議 ・パブリック・コメントの実施	第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題 1. 障害のある人の状況 ・障害者手帳所持者数の推移 ・医療費助成制度の対象者の状況(自立支援医療・福祉医療費・特定医療費(指定難病)・医療的ケア児者) ・就業及び就学の状況(雇用・優先調達・就学前教育保育施設・特別支援学校・特別支援学級) 2. 障害者福祉団体及び事業所アンケートの調査結果 3. 障害者施策に関する主な課題～「西脇市障害者基本計画」より～ ・障害のある人への理解と合理的配慮の促進 ・多様な就労の場の確保と支援の充実 ・障害のある子どもへの支援の充実 ・生活支援体制の充実と暮らしの場の確保 ・相談支援体制の充実と人材の確保 ・災害時の安全の確保 ・移動支援の整備と外出支援の充実
---	---

第3章 障害福祉サービス等の提供に係る令和 11(2029)年度の目標値 1. 基本指針 (「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」) (令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号) 基本指針は、障害のある人等に関する施策に関する基本的事項や成果目標を定めるもの。 市は、基本指針に即して、障害福祉計画や障害児福祉計画を策定する。 【基本的理念】 ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備 ④地域共生社会の実現に向けた取組 ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援 ⑥障害者の社会参加を支える取組定着 2. 成果目標 第7期計画の達成状況及び第8期計画の数値目標 3. 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項 ・虐待の防止 ・意思決定支援の促進 ・文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進 ・情報の取得利用・意思疎通の推進 ・差別の解消の推進 安全確保に向けた取組や事業所の研修等の充実	第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策(活動指標) 1. 障害福祉サービス 2. 相談支援 3. 地域生活支援事業 4. 障害のある子どもの通所支援等 第5章 計画の推進 1. 計画の推進体制 西脇市障害者地域支援協議会において、関係機関、団体、障害のある人等と連携し、推進を図る。 2. 計画の進捗管理 PDCA サイクル 3. 国・県・近隣市町・事業所・地域等との連携 市が主体的に推進する。圏域内で共通する課題については、北播磨圏域5市1町で構成する「北播磨障がい福祉ネットワーク会議」で、協議する。 ★資料編 地域支援協議会条例・委員名簿・計画策定の経過・障害福祉サービス等の概要・市内事業所一覧・用語解説
---	---